第五条第一項中「前条第三項」を「第四条第三項」に、「調査対象物質の種類」を「試料採取等対象物質」に改め、同項第一号中「特定有害物質の」を「特定有害物質の種類ごとの」に改め、同項第二号中「特定有害物質（第二十五条第一項において」を「特定有害物質の種類（以下」に、「特定有害物質の」を「特定有害物質の種類ごとの」に改め、同項第三号中「特定有害物質以外の特定有害物質（第二十六条第一項において」を「特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類（以下」に改め、同条第二項第一号中「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に改め、同項第二号中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、同条第三項第一号中「表層の土壌（地表から深さ五センチメートルまでの土壌」を「汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌（地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ五センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌」に改め、同項第二号中「前号」を「前号ただし書の規定により土壌を採取した場合にあっては、同号」に、「と」を「及び」に、「土壌とを」を「土壌を」に改め、同項第三号中「前条第三項第二号ロ(1)又は(2)」を「第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）」に、「前号の規定により混合された土壌」を「第一号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）」に改め、同項第四号中「第二号（前号に規定する場合には、同号）の規定により混合された土壌」を「前三号の規定により採取され、又は混合された土壌」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、同条第四項第二号中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の都道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例）

第五条　調査実施者は、法第四条第二項に規定する命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第一項の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある調査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画することができる。

附則第二条を削り、附則第一条中見出し及び条名を削る。

別表第五を削り、別表第四の次に次の二表を加える。

別表第五（第三十六条、第三十九条関係）

土地	講ずべき汚染の除去等の措置
一　土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（以下「地下水の水質の測定」という。）
二　土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	イ　当該土地に地下水汚染の拡大を防止するための構造に、不透水層のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。）
	ロ　基準不適合土壌を当該土地から取り除き、又は基準不適合土壌の中の特定有害物質を取り除くこと（以下「土壌汚染の除去」という。）
三　土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	イ　基準不適合土壌を当該土地から掘削し、当該土地に必要な水密性及び耐久性を有する構造物を設置し、並びに当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと（以下「遮断工封じ込め」という。）
	ロ　地下水汚染の拡大の防止
	ハ　土壌汚染の除去
四　土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	イ　基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更すること（以下「不溶化」という。）
	ロ　遮断工封じ込め
	ハ　地下水汚染の拡大の防止
	ニ　土壌汚染の除去
五　土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	遮断工封じ込め
	イ　地下水汚染の拡大の防止
	ロ　土壌汚染の除去
六　土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め
	イ　遮断工封じ込め
	ロ　地下水汚染の拡大の防止
	ハ　土壌汚染の除去
七　土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地（乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であって土地の形質の変更が頻繁に行われることにより次項若しくは九の項に定める措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるものに限る。）	土壌汚染の除去
	イ　舗装すること（以下「舗装」という。）
	ロ　人が立ち入ることができないようにすること（以下「立入禁止」という。）